

空港開港100年記念児童書作成等業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和6年5月10日

千歳市長 横田 隆一

1 担当部署

〒 066-8686 千歳市東雲町2丁目 34番地

千歳市企画部主幹（空港開港100年記念担当）（市役所本庁舎2階）

電話 0123-24-0277

FAX 0123-22-8852

E-mail ap100th@city.chitose.lg.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 空港開港100年記念児童書作成等業務
- (2) 業務内容 「空港開港100年記念児童書作成等業務仕様書」のとおりに
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 参加資格要件

実施要領のとおりに

4 実施要領等の交付期間及び方法

空港開港100年記念児童書作成等業務に係る公募型プロポーザル実施要領、様式及び評価基準等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間
令和6年5月10日（金）から令和6年5月30日（木）まで
- (2) 交付方法

1の場所で交付するほか、千歳市企画部主幹（空港開港100年記念担当）のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL <https://www.city.chitose.lg.jp/docs/33823.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年5月30日（木）午後1時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送（提出期限に必着）とする。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年6月11日（火）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送（書留・簡易書留に限る。提出期限に必着）とする。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受注候補者の特定

空港開港100年記念児童書作成等業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

企画提案者が1社の場合は、ヒアリング等により審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を契約候補者として選定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において受注候補者として特定された者と当該業務の仕様書の内容に関する協議を行い、当該内容について合意の上、同者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則（昭和39年千歳市規則第27号）第27条各号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

本業務は2か年に渡って契約を予定していることから、年度毎の支払上限額は次のとおりとし、各年度末に支払うものとする。

令和6年度 11,000,000円

令和7年度 11,000,000円

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返還しない。また、必要に応じて補足資料を求める場合がある。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、本該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属すること。
- (6) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができること。
- (7) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。
- (8) 詳細は、実施要領等による。